

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第12号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第1項の表1の項中「監察監」の右に「，総合教育センター所長」を加え，「新普通科系高校開設準備室長，新普通科系高校開設準備室副室長，新美工開設準備室長，新美工開設準備室副室長」を「開建高校開設準備室副室長，美術工芸高校開設準備室副室長，北総合支援学校分校開設準備室長，北総合支援学校分校開設準備室副室長」に改める。

本則第1項の表3の項中

「

総合教育センター所長	局長
------------	----

を削り，「学校指導

課長」の右に「，開建高校開設準備室長，美術工芸高校開設準備室長」を加える。

本則第1項の表4の項中「主任指導主事」の右に「，学校事務支援主事」を加える。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)